

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4889637号
(P4889637)

(45) 発行日 平成24年3月7日(2012.3.7)

(24) 登録日 平成23年12月22日(2011.12.22)

(51) Int.Cl. F I
G06F 21/24 (2006.01) G O 6 F 12/14 5 2 O F
H04L 9/14 (2006.01) G O 6 F 12/14 5 2 O P
 H O 4 L 9/00 6 4 1

請求項の数 8 (全 34 頁)

(21) 出願番号	特願2007-524664 (P2007-524664)	(73) 特許権者	000005821 パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
(86) (22) 出願日	平成18年7月11日(2006.7.11)	(74) 代理人	100109210 弁理士 新居 広守
(86) 国際出願番号	PCT/JP2006/313789	(72) 発明者	岡本 隆一 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 松下電器産業株式会社内
(87) 国際公開番号	W02007/007764	(72) 発明者	平本 琢士 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 松下電器産業株式会社内
(87) 国際公開日	平成19年1月18日(2007.1.18)	(72) 発明者	櫻井 厚典 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 松下電器産業株式会社内
審査請求日	平成21年4月8日(2009.4.8)		
(31) 優先権主張番号	特願2005-206124 (P2005-206124)		
(32) 優先日	平成17年7月14日(2005.7.14)		
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ライセンス管理装置及び方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置であって、

ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定手段と、

前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積手段と、

各ライセンス管理装置に固有な固有鍵を保持する固有鍵保持手段と、

あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段とを備え、

前記ライセンス蓄積手段は、さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段が保持する固有鍵を用いて前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段が保持するドメイン鍵を用いて、前記ライセンスを暗号化する暗号化部を備える

ことを特徴とするライセンス管理装置。

【請求項2】

前記ライセンス管理装置は、さらに、

前記ライセンスに含まれる利用条件に従ってコンテンツを利用する利用手段と、

10

20

前記利用手段によるコンテンツの利用によって、前記ライセンス種別判定手段によって判定された前記ライセンスの種別が変化したか否かを判定するライセンス種別変更判定手段とを備え、

前記暗号化部は、前記ライセンスの種別が変化すると判定された場合、変化前の種別に応じた鍵で前記ライセンスを復号した後、変化後の種別に応じた鍵で前記ライセンスを暗号化する

ことを特徴とする請求項1記載のライセンス管理装置。

【請求項3】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置であって、

ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定手段と、

前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積手段と、

前記ライセンス蓄積手段に蓄積された前記ライセンスの改竄防止用の情報をセキュアに記録するための記憶領域を有するセキュア管理手段とを備え、

前記ライセンス蓄積手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合には、前記セキュア管理手段に前記改竄防止情報を記録し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合には、前記セキュア管理手段に改竄防止情報を記録しない

ことを特徴とするライセンス管理装置。

【請求項4】

前記ライセンス管理装置は、さらに、

前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、コンテンツの利用の都度、前記ライセンスに含まれる利用条件を更新する更新手段と、

前記更新手段によってコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件が更新される都度、前記ライセンスの更新回数を示す更新回数情報を生成する更新回数情報生成手段とを備え、

前記改竄防止用の情報は、更新回数情報である

ことを特徴とする請求項3記載のライセンス管理装置。

【請求項5】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置であって、

ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定手段と、

前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積手段と、

他のライセンス管理装置との間にセキュアな通信路を確立して前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行うセキュア送受信手段と、

他のライセンス管理装置との間で、通常の通信路を介して、前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行う送受信手段と、

あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段と、

他のライセンス管理装置との間の前記ライセンスの送受信制御を行う送受信制御手段とを備え、

前記ライセンス蓄積手段は、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵を用いて前記ライセンスを暗号化した上で蓄積し、

前記送受信制御手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のあ

10

20

30

40

50

る利用条件を含んでいる場合、前記セキュア送受信手段を用いて前記ライセンスの送受信を行い、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵で暗号化された前記ライセンスを前記送受信手段を用いて送受信する

ことを特徴とするライセンス管理装置。

【請求項6】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置が行うライセンス管理方法であって、

前記ライセンス管理装置は、

各ライセンス管理装置に固有な固有鍵を保持する固有鍵保持手段と、

あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段とを備え、

前記ライセンス管理方法は、

前記ライセンス管理装置が、ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定ステップと、

前記ライセンス管理装置が、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積ステップとを含み、

前記ライセンス蓄積ステップは、さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段から固有鍵を読み出して前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段からドメイン鍵を読み出して前記ライセンスを暗号化する暗号化ステップを含む

ことを特徴とするライセンス管理方法。

【請求項7】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置が行うライセンス管理方法であって、

前記ライセンス管理装置は、

あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段を備え、

前記ライセンス管理方法は、

前記ライセンス管理装置が、ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定ステップと、

前記ライセンス管理装置が、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積ステップと、

前記ライセンス管理装置が、他のライセンス管理装置との間にセキュアな通信路を確立して前記ライセンス蓄積ステップで蓄積されたライセンスの送受信を行うセキュア送受信ステップと、

前記ライセンス管理装置が、他のライセンス管理装置との間で、通常の通信路を介して、前記ライセンス蓄積ステップで蓄積されたライセンスの送受信を行う送受信ステップと、

前記ライセンス管理装置が、他のライセンス管理装置との間の前記ライセンスの送受信制御を行う送受信制御ステップとを含み、

前記ライセンス蓄積ステップでは、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段からドメイン鍵を読み出して前記ライセンスを暗号化した上で蓄積し、

前記送受信制御ステップでは、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記セキュア送受信ステップにより前記ライセンスの送受信を行い、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条

10

20

30

40

50

件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵で暗号化された前記ライセンスを前記送受信ステップにより送受信する

ことを特徴とするライセンス管理方法。

【請求項 8】

コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置のためのプログラムであって、

前記ライセンス管理装置は、

各ライセンス管理装置に固有な固有鍵を保持する固有鍵保持手段と、

あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段とを備え、

前記プログラムは、

ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定ステップと、

前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積ステップとをコンピュータに実行させ、

前記ライセンス蓄積ステップでは、さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段が保持する固有鍵を用いて前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段が保持するドメイン鍵を用いて、前記ライセンスを暗号化する暗号化ステップをコンピュータに実行させる

ことを特徴とするプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、著作権保護されているコンテンツを再生する為のライセンスを管理する装置及び方法に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、音楽や映像、ゲーム等のデジタル著作物であるコンテンツを、インターネットやデジタル放送等で配信するシステムが開発され、その一部は、実用化の段階を迎えている。また、これらのコンテンツの配信に当たり、著作権保護等の観点から、配信したコンテンツの再生期限や回数等を制限するコンテンツの利用制御方法が併せて検討されている。

【0003】

従来では、サーバが、コンテンツを利用するために必要な利用条件やコンテンツ鍵等を含む情報（以下、「ライセンス」と呼ぶ）を配信し、家庭内のネットワークシステム（ホームネットワーク）上の複数の端末が、サーバから配信されたライセンスを用いてコンテンツを利用し、再生等を行うようにモデル化されている。

【0004】

また、サーバから配信されたライセンスは、個々の端末に保有され、端末は、自らが保有するライセンスを用いてコンテンツを利用する。端末は、ライセンスを蓄積する際には、端末固有の固有鍵を用いてライセンスを暗号化して蓄積する。これにより、蓄積されているライセンスを他の端末に複製することができたとしても、復号することができないので、このライセンスを用いてコンテンツを利用することはできない。これによって著作権を安全に保護することができる。また、そうしたライセンスを複数の端末間において移動を行う際には、コンテンツの権利保護の観点、および、端末所有者のプライバシー保護の観点から、無制限な範囲での移動は許されず、ある一定範囲内での移動のみが許されるのが一般的である。一般的には同一ユーザが所有する複数の端末間においてのみ移動が許されると考えられている。

10

20

30

40

50

【0005】

これを実現する従来手法として、同一ユーザが所有する複数の端末に対して一つのドメインを設定し、ドメイン毎に、ドメイン鍵を生成して各端末に配信することが考えられている。端末は、ライセンスを外部に出力する際には、固有鍵で暗号化されて蓄積されているライセンスの暗号を復号した上で、それをドメイン鍵で暗号化して出力する。この結果、同一ドメインに属する端末においては、このライセンスの復号が可能であるが、同一ドメインに属さない端末においては、このライセンスの復号ができないということになる。このようにして、二つの端末が同一のドメインに属している場合には、その端末間でのライセンスの移動を許可するが、それ以外の場合には、ライセンスの移動を許可しないということを実現している（例えば、特許文献1参照）。

10

【0006】

上記従来手法によれば、端末間でライセンスを移動する際、移動元端末においては、ライセンスをドメイン鍵で暗号化した上で出力し、移動先端末においては、ドメイン鍵で暗号化されたライセンスを入力として受け取り、それをドメイン鍵で復号して利用する。ここで、移動元端末において、ライセンスをドメイン鍵で暗号化して移動する場合、暗号化される前のライセンスは暗号化時に端末内で自動的に削除される。

【特許文献1】特開2000-181803号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、ドメイン鍵で暗号化された後のライセンスは、ユーザがこれを何回でも複製することが可能である。しかも、通信路に関しても、安全な認証チャネル（Secure Authenticated Channel、以降、「SAC」と呼ぶ）を確立した上で移動先の端末に送信されるわけではない為、複製された暗号化ライセンスを何回でも、同じ移動先端末に送信することが可能である。

20

【0008】

このような場合、ライセンスに含まれる利用条件として、更新する必要のない利用条件（例えば、再生期限等。以降、このような利用条件を「ステートレスな利用条件」と呼ぶ）が設定されている場合には問題は発生しないが、ライセンスに含まれる利用条件として、更新する必要のある利用条件（例えば、再生回数等。以降、このような利用条件を「ステートフルな利用条件」と呼ぶ）が設定されている場合、本来許可されている範囲を超えて再生を許可してしまうという問題が発生する。

30

【0009】

例えば、利用条件として「3回再生可能」と設定されているライセンスを、ドメイン鍵で暗号化した上で出力し、それを他の端末に移動したとする。移動先の端末で、このライセンスを利用してコンテンツを3回再生した後、先程ドメイン鍵で暗号化され出力されたライセンスを、再度移動先端末に対し入力したとすると、移動先端末で、更にコンテンツを3回再生可能となってしまうといったことが考えられる。

【0010】

一方、これに対し、ドメイン内でライセンスを移動先の端末に送信する場合、SACなどにより安全な認証チャネルを確立した上で、再送制御を行いライセンスを送信するようになれば、同じライセンスが何度も同じ移動先端末に送信されることを防止することができる。しかし、この場合、ライセンスの移動の都度、固有鍵で暗号化されたライセンスを復号した上、SACを確立して送信するという処理は、端末の処理負荷が大きくなってしまいう問題がある。

40

【0011】

本発明は、上記従来課題を解決するものであり、ライセンスの種別に応じて、著作権保護のためのセキュリティの高さを切り替え、本来許可された範囲内でのみコンテンツの利用を許可しつつ、且つ、不必要なSAC確立等の処理負荷を低減することが可能なライセンス管理装置及び方法を提供することを目的とする。

50

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記従来の課題を解決するために、本発明のライセンス管理装置は、コンテンツを一定の利用条件の下で利用する権利を示す情報であるライセンスを管理するライセンス管理装置であって、ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかいないかの種別を判定するライセンス種別判定手段と、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積手段とを備えることを特徴とする。

【0013】

また、前記ライセンス管理装置は、さらに、前記各ライセンス管理装置に固有な固有鍵を保持する固有鍵保持手段と、あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段とを備え、前記ライセンス蓄積手段は、さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段が保持する固有鍵を用いて前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段が保持するドメイン鍵を用いて、前記ライセンスを暗号化する暗号化部を備えるとしてもよい。

【0014】

前記ライセンス管理装置は、さらに、前記ライセンスに含まれる利用条件に従ってコンテンツを利用する利用手段と、前記利用手段によるコンテンツの利用によって、前記ライセンス種別判定手段によって判定された前記ライセンスの種別が変化したか否かを判定するライセンス種別変更判定手段とを備え、前記暗号化部は、前記ライセンスの種別が変化したと判定された場合、変化前の種別に応じた鍵で前記ライセンスを復号した後、変化後の種別に応じた鍵で前記ライセンスを暗号化するとしてもよい。

【0015】

また、前記ライセンス管理装置は、さらに、前記ライセンス蓄積手段に蓄積された前記ライセンスの改竄防止用の情報をセキュアに記録するための記憶領域を有するセキュア管理手段を備え、前記ライセンス蓄積手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合には、前記セキュア管理手段に前記改竄防止情報を記録し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合には、前記セキュア管理手段に改竄防止情報を記録しないとしてもよい。

【0016】

前記ライセンス管理装置は、さらに、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、コンテンツの利用の都度、前記ライセンスに含まれる利用条件を更新する更新手段と、前記更新手段によってコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件が更新される都度、前記ライセンスの更新回数を示す更新回数情報を生成する更新回数情報生成手段とを備え、前記改竄防止用の情報は、更新回数情報であるとしてもよい。

【0017】

また、前記ライセンス管理装置は、さらに、他のライセンス管理装置との間にセキュアな通信路を確立して前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行うセキュア送受信手段と、他のライセンス管理装置との間で、通常の通信路を介して、前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行う送受信手段と、あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段と、他のライセンス管理装置との間の前記ライセンスの送受信制御を行う送受信制御手段とを備え、前記ライセンス蓄積手段は、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵を用いて前記ライセンスを暗号化

10

20

30

40

50

した上で蓄積し、前記送受信制御手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいる場合、前記セキュア送受信手段を用いて前記ライセンスの送受信を行い、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵で暗号化された前記ライセンスを前記送受信手段を用いて送受信するとしてもよい。

【発明の効果】

【0018】

以上のように、本発明によれば、ライセンス蓄積手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行う。すなわち、コンテンツの利用の都度更新する必要のある利用条件を含んでいるライセンスについては、高い安全性を要求されるので、ライセンス蓄積手段は、処理負荷は大きいけれどもセキュリティが高い蓄積処理を行ってライセンスを蓄積する。一方、コンテンツの利用の都度更新する必要のある利用条件を含んでいないライセンスでは、コンテンツの利用の都度更新する必要のある利用条件を含んでいるライセンスほど高い安全性は要求されないので、不必要なレベルの安全性の確保を省略して、処理負荷がより小さくなる蓄積処理を行ってライセンスを蓄積することができる。従って、本発明のライセンス管理装置では、ライセンスの種別に応じた蓄積処理を用いてライセンスを蓄積処理することにより、ライセンスのセキュリティを確保し、かつ、不要な処理負荷を削減するライセンス管理を実現することが可能となるという効果がある。

【0019】

また、本発明のライセンス蓄積手段は、さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段が保持する固有鍵を用いて前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段が保持するドメイン鍵を用いて、前記ライセンスを暗号化する暗号化部を備える。従って、コンテンツの利用の都度更新する必要のある利用条件を含んでいないライセンスをドメイン内で移動するときには、ドメイン鍵で暗号化されているライセンスをライセンス蓄積手段から読み出して、そのまま移動することができる。従って、従来であれば、固有鍵で暗号化されて蓄積されているライセンスを、一旦復号した後、改めてドメイン鍵で暗号化し直して移動する必要があったものを、これらの処理を省略することができる。これによって、ライセンス管理装置の処理負荷を低減できるという効果がある。

【0020】

さらに、本発明のライセンス蓄積手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいる場合には、前記セキュア管理手段に前記改竄防止情報を記録し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいない場合には、前記セキュア管理手段に改竄防止情報を記録しない。このため、より高いセキュリティを要求されるライセンスに対しては、前記セキュア管理手段に改竄防止情報を記録し、それほど高いセキュリティを要求されないライセンスについては改竄防止情報を記録しない。これにより、本発明のライセンス管理装置は、貴重なセキュア管理手段の記憶領域を有効に利用して、ライセンスの改竄をチェックすることができる。また、この改竄防止情報をライセンスのハッシュ値とせずに更新回数情報とすることで、セキュア管理手段に記録される各改竄防止情報のデータ量を16バイトのレベルから1バイトのレベルまで低減し、貴重なセキュア管理手段の記憶領域を有効に利用することができるという効果がある。

【0021】

また、本発明の前記送受信制御手段は、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいる場合、前記セキュア送受信手段を用いて前記ライセンスの送受信を行い、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要のある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵で暗号化された前記ライセンスを前記送受信手段を用いて送受信する。従って、より高いセキュリティを要求されるライセンスに対

10

20

30

40

50

しては、処理負荷は大きいが高セキュリティの高いセキュアな通信路を用いて移動し、それほど高いセキュリティを要求されないライセンスについてはドメイン鍵で暗号化されたライセンスを、通常の通信路を用いて移動を行う。この結果、ライセンスを移動する際のライセンス管理装置の処理負荷を効率よく低減することができるという効果がある。

【発明を実施するための最良の形態】

【0022】

本発明の実施の形態におけるライセンス管理装置100について説明を行う。

【0023】

図1は、本発明の実施の形態におけるライセンス管理装置100の全体構成を示す図である。図1において、ライセンス管理装置100は、ライセンス取り込み部101と、ライセンス蓄積制御部102と、ライセンス転送制御部103と、ライセンス転送部（転送方式A）104と、ライセンス転送部（転送方式B）105と、コンテンツ取り込み部106と、コンテンツ蓄積部113と、固有情報管理部107と、ドメイン情報管理部108と、ライセンス管理情報管理部109と、ライセンス蓄積部110と、コンテンツ再生制御部111と、コンテンツ復号・再生部112とを備えている。以下ライセンス管理装置100の各構成要素について説明を行う。

10

【0024】

ここで、ライセンス蓄積制御部102およびライセンス転送制御部103の一部の機能は、「ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいるかないかの種別を判定するライセンス種別判定手段と、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合と含んでいない場合とで、異なる蓄積処理を行うライセンス蓄積手段」とに相当する。

20

【0025】

また、固有情報管理部107は「前記各ライセンス管理装置に固有な固有鍵を保持する固有鍵保持手段」に相当し、ドメイン情報管理部108は「あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段」に相当し、ライセンス蓄積部110は「前記暗号化手段によって暗号化された前記ライセンスを蓄積するライセンス蓄積手段」に相当し、ライセンス蓄積制御部102は「さらに、前記蓄積処理として、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記固有鍵保持手段が保持する固有鍵を用いて前記ライセンスを暗号化し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵保持手段が保持するドメイン鍵を用いて、前記ライセンスを暗号化する暗号化部」に相当する。

30

【0026】

さらに、コンテンツ復号・再生部112は「前記ライセンスに含まれる利用条件に従ってコンテンツを利用する利用手段」に相当し、コンテンツ再生制御部111は「前記利用手段によるコンテンツの利用によって、前記ライセンス種別判定手段によって判定された前記ライセンスの種別が変化したか否かを判定するライセンス種別変更判定手段と前記ライセンスの種別が変化すると判定された場合、変化前の種別に応じた鍵で前記ライセンスを復号した後、変化後の種別に応じた鍵で前記ライセンスを暗号化する前記暗号化部」に相当する。

40

【0027】

また、ライセンス管理情報管理部109は「前記ライセンス蓄積手段に蓄積された前記ライセンスの改竄防止用の情報をセキュアに記録するための記憶領域を有するセキュア管理手段」に相当し、ライセンス蓄積制御部102は「前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合には、前記セキュア管理手段に前記改竄防止情報を記録し、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合には、前記セキュア管理手段に改竄防止情報を記録しない前記ライセンス蓄積手段」に相当する。

【0028】

50

さらに、コンテンツ再生制御部 111 は「前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、コンテンツの利用の都度、前記ライセンスに含まれる利用条件を更新する更新手段と、前記更新手段によってコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件が更新される都度、前記ライセンスの更新回数を示す更新回数情報を生成する更新回数情報生成手段」に相当し、ライセンス管理情報 300 は「前記改竄防止用の情報である更新回数情報」に相当する。

【0029】

また、ライセンス転送部（転送方式 A）104 は「他のライセンス管理装置との間にセキュアな通信路を確立して前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行うセキュア送受信手段」に相当し、ライセンス転送部（転送方式 B）105 は「他の
10
ライセンス管理装置との間で、通常の通信路を介して、前記ライセンス蓄積手段に蓄積されているライセンスの送受信を行う送受信手段」に相当し、ドメイン情報管理部 108 は「あらかじめ定められた複数のライセンス管理装置から構成されるドメイン内で他のライセンス管理装置と共有されるドメイン鍵を保持するドメイン鍵保持手段」に相当し、ライセンス蓄積部 110 及びライセンス蓄積制御部 102 は「前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記ドメイン鍵を用いて前記ライセンスを暗号化した上で蓄積する前記ライセンス蓄積手段」に相当し、ライセンス転送制御部 103 は「他のライセンス管理装置との間の前記ライセンスの送受信制御を行い、これにおいて、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいる場合、前記セキュア送受信手段を用いて前記ライセンスの送受信を行
20
い、前記ライセンスがコンテンツの利用の都度、更新する必要がある利用条件を含んでいない場合、前記暗号化手段によって暗号化された前記ライセンスを前記送受信手段を用いて送受信する前記送受信制御手段」に相当する。

【0030】

ライセンス取り込み部 101 は、ライセンス 200（図 2 に図示する）を、ライセンス配信サーバ 120 から受信し、ライセンス管理装置 100 に取り込む手段である。ライセンス 200 は、ライセンス配信サーバ 120 から、インターネットや、CATV（Cable Television）、放送波等の有線伝送路または無線伝送路を介して送信され、暗号化されているものとする。ライセンス取り込み部 101 は、ライセンス 200 を
30
ライセンス管理装置 100 に取り込む際に復号するものとし、ライセンス 200 の復号に使用する復号鍵、もしくは、復号鍵の生成に必要な情報を、ライセンス配信サーバ 120 から取得し保持しているものとする。

【0031】

図 2 に図示する通り、ライセンス 200 は、少なくともライセンス ID 201 と、コンテンツ ID 202 と、ドメイン ID 203 と、利用条件種別 204 と、利用条件 205 と、コンテンツ鍵 206 とを含む情報のことであり、ライセンス管理装置 100 は、ライセンス 200 を用いてコンテンツの再生を行うものとする。ライセンス ID 201 には、ライセンス 200 を一意に特定する ID が記述される。コンテンツ ID 202 には、ライセンス 200 を使用して再生するコンテンツの ID が記述される。ドメイン ID 203 には、
40
ライセンス 200 を転送可能なドメインの ID が記述される。ドメインとは、ライセンス 200 の転送が許可されるライセンス管理装置 100 の集合のことであり、各々のドメインには、それを一意に特定するドメイン ID 203 とドメイン固有の鍵であるドメイン鍵とが付与されるものとする。利用条件種別 204 には、利用条件 205 の種別を示す情報が記述される。本実施の形態においては、利用条件 205 が、更新する必要がある利用条件（例えば、再生回数等。以降、このような利用条件を「ステートフルな利用条件」と呼ぶ）であるか、更新する必要のない利用条件（例えば、再生期限等。以降、このような利用条件を「ステートレスな利用条件」と呼ぶ）であるかを示す情報が記述されるものとする。利用条件 205 には、再生可能回数や、再生期限およびライセンスの移動の可否等、コンテンツの利用を許可する条件が記述される。コンテンツ鍵 206 には、コンテンツを復号する復号鍵が記述される。
50

【 0 0 3 2 】

図 1 に戻り、ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、ライセンス取り込み部 1 0 1 が取り込んだライセンス 2 0 0 を、コンテンツ鍵 2 0 6 の部分を暗号化した上でライセンス蓄積部 1 1 0 に蓄積する手段である。ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 2 0 0 については、コンテンツ鍵 2 0 6 を固有情報管理部 1 0 7 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて暗号化した上で蓄積するものとする。また、その際には、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 によって管理されているライセンス管理情報 3 0 0 (図 3 に図示する) に、蓄積したライセンス 2 0 0 に関する情報を記録するものとする。図 3 は、ライセンス管理情報 3 0 0 のデータ構成の一例を示す図である。図 3 において、更新回数 3 0 1 は、ライセンス 2 0 0 の利用条件 2 0 5 を更新した回数を示す情報である。図 3 では、例えば、ライセンス ID 2 0 1 が「 1 1 1 1 1 」であるライセンス 2 0 0 は、その利用条件 2 0 5 を一度も更新しておらず、ライセンス ID 2 0 1 が「 2 2 2 2 2 2 」であるライセンス 2 0 0 は、その利用条件 2 0 5 を「 2 回」、ライセンス ID 2 0 1 が「 2 2 2 2 2 3 」であるライセンス 2 0 0 は、その利用条件 2 0 5 を「 3 回」更新していることを表している。また、ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」であるライセンス 2 0 0 については、コンテンツ鍵 2 0 6 をドメイン情報管理部 1 0 8 が保持するドメイン鍵を用いて暗号化した上で蓄積するものとする。なお、暗号化に使用するドメイン鍵は、ライセンス 2 0 0 のドメイン ID 2 0 3 で特定されるドメインのドメイン鍵を選択して使用するものとする。

10

20

【 0 0 3 3 】

図 4 は、ライセンス 2 0 0 がライセンス蓄積部 1 1 0 に格納された状態を示す図である。更に、ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、ライセンス蓄積部 1 1 0 にライセンス 2 0 0 を蓄積する際、図 4 に図示する通り、改竄防止情報 4 0 1 を付加して蓄積するものとする。改竄防止情報 4 0 1 は、次のように計算される。利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 2 0 0 の場合、改竄防止情報 4 0 1 は、ライセンス管理装置固有鍵を用いてコンテンツ鍵 2 0 6 部分を暗号化されたライセンス 2 0 0 に、更新回数 3 0 1 とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値として計算される。利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」であるライセンス 2 0 0 の場合、改竄防止情報 4 0 1 は、ドメイン鍵を用いてコンテンツ鍵 2 0 6 部分を暗号化されたライセンス 2 0 0 に、そのドメイン鍵を連結したデータに対するハッシュ値として計算される。なお、ハッシュ値は、本実施の形態においては、SHA - 2 5 6 (Secure Hashing Algorithm 2 5 6) アルゴリズムに基づいて計算されるものとする。

30

【 0 0 3 4 】

図 1 に戻り、ライセンス転送制御部 1 0 3 は、自装置と他のライセンス管理装置 1 0 0 との間でのライセンス 2 0 0 の転送を制御する手段である。具体的には、ライセンス転送制御部 1 0 3 は、ライセンス管理装置 1 0 0 が管理しているライセンス 2 0 0 のリストであるライセンスリスト 5 0 0 (図 5 に図示する) の送受信や、ライセンス 2 0 0 の転送の際、ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4、もしくは、ライセンス転送部 (転送方式 B) 1 0 5 のいずれの手段を用いて転送を行うかを決定する。図 5 は、ライセンスリスト 5 0 0 のデータ構成の一例を示す図である。なお、図 5 では、このライセンスリスト 5 0 0 を送信したライセンス管理装置 1 0 0 では、ライセンス ID 2 0 1 が「 0 0 0 0 1 1 」で、ドメイン ID 2 0 3 が「 A A A A A A」、利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」であるライセンス 2 0 0 と、ライセンス ID 2 0 1 が「 0 0 0 0 1 2 」で、ドメイン ID 2 0 3 が「 B B B B B B」、利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 2 0 0 との 2 つのライセンスを管理していることを表している。

40

【 0 0 3 5 】

ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 2 0 0 の転送を行う手段である。ライセンス 2 0 0 の受信側及

50

び送信側のライセンス転送部（転送方式A）104は、相互に連絡を取り合い、SAC（Secure Authenticated Channel）を確立した後、ライセンス200を転送するものとする。

【0036】

ライセンス転送部（転送方式B）105は、利用条件種別204が「ステートレスな利用条件」であるライセンス200の転送を行う手段である。転送元及び転送先のライセンス転送部（転送方式B）105は、相互に連絡を取り合い、コンテンツ鍵206部分がドメイン鍵で暗号化されているライセンス200を転送するものとする。

【0037】

コンテンツ取り込み部106は、コンテンツ配信サーバ130から、コンテンツを取得し、コンテンツ蓄積部113に蓄積する手段である。コンテンツは、コンテンツ配信サーバ130から、インターネットや、CATV（Cable Television）、放送波等の有線伝送路または無線伝送路を介して送信されるものとし、ライセンス200に含まれるコンテンツ鍵206によって復号可能なように暗号化されているものとする。なお、コンテンツには、コンテンツID202が付加されているものとする。

10

【0038】

コンテンツ蓄積部113は、コンテンツを蓄積する手段である。

【0039】

固有情報管理部107は、ライセンス管理装置100固有の情報を管理する手段であり、ライセンス管理装置100を一意に特定するライセンス管理装置IDと、ライセンス管理装置100固有のライセンス管理装置固有鍵とを保持する。

20

【0040】

ドメイン情報管理部108は、ライセンス管理装置100が属するドメインに関する情報を管理する手段であり、ライセンス管理装置100が属するドメインのドメインID203とドメイン鍵との組を保持する。本実施の形態においては、同一のドメインに属するライセンス管理装置100は、同一のドメインID203とドメイン鍵との組を共有しているものとする。また、ライセンス管理装置100が複数のドメインに属する場合、ドメイン情報管理部108は、ドメインID203とドメイン鍵との組を複数保持するものとする。

【0041】

ライセンス管理情報管理部109は、図3を用いて説明を行ったライセンス管理情報300を管理する手段である。ライセンス管理情報管理部109は、ライセンス管理情報300を、ユーザがアクセスすることのできない耐タンパ化された領域に管理するものとする。

30

【0042】

ライセンス蓄積部110は、ライセンス200を蓄積する手段である。

【0043】

コンテンツ再生制御部111は、コンテンツの再生を制御する手段である。具体的には、ライセンス200の利用条件205を参照して、コンテンツの再生可否を判定し、再生可の場合には、コンテンツ鍵206を復号した上で、コンテンツ復号・再生部112に送信する処理を行う。なお、コンテンツ再生制御部111から、コンテンツ復号・再生部112へのコンテンツ鍵206の送信は、SACを確立した上で行われることが望ましい。

40

【0044】

コンテンツ復号・再生部112は、コンテンツ再生制御部111から受信したコンテンツ鍵206を用いて、コンテンツ蓄積部113に蓄積されているコンテンツを復号し、再生する手段である。

【0045】

以上で、本実施の形態におけるライセンス管理装置100の構成についての説明を終わる。

【0046】

50

次にフローチャートを用いて、本実施の形態におけるライセンス管理装置 100 の動作について説明を行う。

【0047】

図6は、図1に示したライセンス取り込み部101およびライセンス蓄積制御部102によるライセンス蓄積処理の動作を示すフローチャートである。まず、図6に示すフローチャートを参照して、本実施の形態におけるライセンス管理装置100において、ライセンス200をライセンス配信サーバ120から受信し、その後、ライセンス管理装置100内に取り込んで蓄積する、ライセンス蓄積処理の動作について説明する。

【0048】

S601：ライセンス取り込み部101は、ライセンス配信サーバ120から受信したライセンスをライセンス管理装置100内に取り込み、取り込んだライセンス200を復号する。なお、ライセンス取り込み部101は、ライセンス200の復号に使用する復号鍵、もしくは、復号鍵の生成に必要な情報を、ライセンス配信サーバ120から予め取得し保持しているものとする。

10

【0049】

S602：ライセンス蓄積制御部102は、ライセンス取り込み部101が復号したライセンス200の利用条件種別204を確認する。利用条件種別204が「ステートフルな利用条件」の場合には、S603の処理に進む。利用条件種別204が「ステートレスな利用条件」の場合には、S606の処理に進む。

【0050】

S603：ライセンス蓄積制御部102は、固有情報管理部107が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて、ライセンス200のコンテンツ鍵206を暗号化する。

20

【0051】

S604：ライセンス蓄積制御部102は、ライセンス管理情報管理部109によって管理されているライセンス管理情報300に、ライセンス200に関する情報を記録する。

【0052】

S605：ライセンス蓄積制御部102は、S603でコンテンツ鍵206部分を暗号化したライセンス200に、S604で記録したライセンス管理情報300の更新回数301とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値を改竄防止情報401として、ライセンス200に付加する。

30

【0053】

S606：ライセンス蓄積制御部102は、ドメイン情報管理部108が保持するドメイン鍵の中から、ライセンス200のドメインID203と組になって記憶されているドメイン鍵を選択し、それを用いて、ライセンス200のコンテンツ鍵206を暗号化する。

【0054】

S607：ライセンス蓄積制御部102は、S606でコンテンツ鍵206部分を暗号化したライセンス200に、ドメイン鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値を改竄防止情報401として、ライセンス200に付加する。

40

【0055】

S608：ライセンス蓄積制御部102は、ライセンス蓄積部110に、改竄防止情報401が付加されたライセンス200を蓄積する。

【0056】

以上で、本実施の形態におけるライセンス蓄積処理の動作についての説明を終わる。

【0057】

図7は、図1に示したコンテンツ再生制御部111およびコンテンツ復号・再生部112によるコンテンツ再生処理の動作を示すフローチャートである。次に、図7のフローチャートを参照して、本実施の形態におけるライセンス管理装置100において、ライセンス200を用いてコンテンツを再生する、コンテンツ再生処理の動作について説明する。

50

【 0 0 5 8 】

S 7 0 1 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、コンテンツの再生に使用するライセンス 2 0 0 をライセンス蓄積部 1 1 0 から取り出す。

【 0 0 5 9 】

S 7 0 2 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、S 7 0 1 で取り出したライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 を確認する。利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」の場合には、S 7 0 3 の処理に進む。利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」の場合には、S 7 0 4 の処理に進む。

【 0 0 6 0 】

S 7 0 3 : 図 8 を参照して後述する、ステートフルライセンス再生可否判定処理を実行し、コンテンツの再生可否を判定する。 10

【 0 0 6 1 】

S 7 0 4 : 図 9 を参照して後述する、ステートレスライセンス再生可否判定処理を実行し、コンテンツの再生可否を判定する。

【 0 0 6 2 】

S 7 0 5 : S 7 0 3、もしくは、S 7 0 4 での再生可否判定結果が、「再生可」の場合、S 7 0 6 の処理に進む。S 7 0 3、もしくは、S 7 0 4 での再生可否判定結果が、「再生不可」の場合には、図示しないディスプレイなどの提示手段を介して、ユーザにコンテンツ再生不可である旨を通知し、処理を終了する。

【 0 0 6 3 】

S 7 0 6 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、コンテンツ鍵 2 0 6 をコンテンツ復号・再生部 1 1 2 に送信する。なお、このコンテンツ鍵 2 0 6 の送信は、コンテンツ再生制御部 1 1 1 とコンテンツ復号・再生部 1 1 2 との間で S A C などの方法で保護されることが好ましい。 20

【 0 0 6 4 】

S 7 0 7 : コンテンツ復号・再生部 1 1 2 は、コンテンツ再生制御部 1 1 1 から受信したコンテンツ鍵 2 0 6 を用いて、コンテンツ蓄積部 1 1 3 に蓄積されているコンテンツを復号し、再生する。

【 0 0 6 5 】

S 7 0 8 : コンテンツ復号・再生部 1 1 2 は、コンテンツ終端迄再生を完了した場合や、ユーザから再生停止の指示があった場合等、コンテンツの再生を終了する。 30

【 0 0 6 6 】

S 7 0 9 : 図 1 0 を参照して後述する、コンテンツ再生停止後処理を実行する。

【 0 0 6 7 】

以上で、本実施の形態におけるコンテンツ再生処理の動作についての説明を終わる。

【 0 0 6 8 】

図 8 は、図 1 に示したコンテンツ再生制御部 1 1 1 によるステートフルライセンス再生可否判定処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 8 のフローチャートを参照して、図 7 における S 7 0 3 の、ステートフルライセンス再生可否判定処理の動作について説明を行う。 40

【 0 0 6 9 】

S 8 0 1 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 が管理するライセンス管理情報 3 0 0 を参照し、コンテンツ再生に利用しようとしているライセンス 2 0 0 に関する情報が記述されているかどうかを確認する。記述が有る場合、S 8 0 2 の処理に進む。記述が無い場合には、S 8 0 6 の処理に進む。

【 0 0 7 0 】

S 8 0 2 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 の改竄の有無を確認する。具体的には、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 にライセンス管理情報 3 0 0 の更新回数 3 0 1 とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス 2 0 0 に付加されている改竄防止情報 4 0 1 の値と 50

を比較する。コンテンツ再生制御部 111 は、比較の結果、値が一致する場合にはライセンスの改竄は無かったと判定し、値が一致しない場合にはライセンスの改竄があったと判定するものとする。判定の結果、ライセンスの改竄が無かった場合、S803 の処理に進む。ライセンスの改竄があった場合、S806 の処理に進む。

【0071】

S803：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 の利用条件 205 を参照し、コンテンツの再生が許可されているかどうかを判定する。コンテンツ再生が許可されている場合、S804 の処理に進む。コンテンツ再生が許可されていない場合には、S806 の処理に進む。

【0072】

S804：コンテンツ再生制御部 111 は、コンテンツ再生可と判定する。

【0073】

S805：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 からコンテンツ鍵 206 を取り出し、それを固有情報管理部 107 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて復号する。

【0074】

S806：コンテンツ再生制御部 111 は、コンテンツ再生不可と判定する。

【0075】

以上で、本実施の形態におけるステートフルライセンス再生可否判定処理の動作についての説明を終わる。

【0076】

図 9 は、図 1 に示したコンテンツ再生制御部 111 によるステートレスライセンス再生可否判定処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 9 のフローチャートを参照して、図 7 における S704 の、ステートレスライセンス再生可否判定処理の動作について説明を行う。

【0077】

S901：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 の改竄の有無を確認する。具体的には、コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 にドメイン鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス 200 に付加されている改竄防止情報 401 の値とを比較することによって行う。ここで、連結するドメイン鍵は、ドメイン情報管理部 108 が保持するドメイン鍵の中から、ライセンス 200 のドメイン ID 203 と組になって記憶されているドメイン鍵を選択するものとする。コンテンツ再生制御部 111 は、比較の結果、値が一致する場合にはライセンスの改竄は無かったと判定し、値が一致しない場合にはライセンスの改竄があったと判定する。ライセンスの改竄が無かった場合、S902 の処理に進む。ライセンスの改竄があった場合、S905 の処理に進む。

【0078】

S902：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 の利用条件 205 を参照し、コンテンツの再生が許可されているかどうかを判定する。コンテンツ再生が許可されている場合、S903 の処理に進む。コンテンツ再生が許可されていない場合には、S905 の処理に進む。

【0079】

S903：コンテンツ再生制御部 111 は、コンテンツ再生可と判定する。

【0080】

S904：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 からコンテンツ鍵 206 を取り出し、それをドメイン情報管理部 108 が保持するドメイン鍵を用いて復号する。なお、復号に使用するドメイン鍵は、ドメイン情報管理部 108 が保持するドメイン鍵の中から、ライセンス 200 のドメイン ID 203 と組になって記憶されているドメイン鍵を選択するものとする。

【0081】

10

20

30

40

50

S 9 0 5 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、コンテンツ再生不可と判定する。

【 0 0 8 2 】

以上で、本実施の形態におけるステートレスライセンス再生可否判定処理の動作についての説明を終わる。

【 0 0 8 3 】

図 1 0 は、図 1 に示したコンテンツ再生制御部 1 1 1 およびコンテンツ復号・再生部 1 1 2 によるコンテンツ再生停止後処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 1 0 のフローチャートを参照して、図 7 における S 7 0 9 の、コンテンツ再生停止後処理の動作について説明を行う。

【 0 0 8 4 】

S 1 0 0 1 : コンテンツ復号・再生部 1 1 2 は、自らが保持するコンテンツ鍵 2 0 6 を削除し、コンテンツ再生制御部 1 1 1 にコンテンツ再生終了を通知する。

【 0 0 8 5 】

S 1 0 0 2 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、コンテンツ再生終了通知を受信すると、コンテンツ再生に使用したライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 を確認する。利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」である場合、S 1 0 0 3 の処理に進む。利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」である場合、そのまま処理を終了する。

【 0 0 8 6 】

S 1 0 0 3 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、コンテンツを再生した分、ライセンス 2 0 0 の利用条件 2 0 5 を更新する。例えば、利用条件 2 0 5 が「5 回再生可」となっていた場合には、これを「4 回再生可」に書きかえる処理を行う。また、例えば、利用条件 2 0 5 が「初回再生日時から 1 日間有効」となっていた場合で、かつ、今回が初回である場合には、現在日時から 1 日後の日時を算出し、その日時迄再生可能と書きかえる処理を行う。

【 0 0 8 7 】

S 1 0 0 4 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、S 1 0 0 3 で更新した利用条件 2 0 5 を参照し、それが「ステートレスな利用条件」に変更になっていないかどうかを確認する。「ステートレスな利用条件」に変更になっている場合、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 を「ステートレスな利用条件」に変更し、S 1 0 0 7 の処理に進む。「ステートレスな利用条件」に変更になっていない場合、S 1 0 0 5 の処理に進む。利用条件 2 0 5 が、「ステートレスな利用条件」に変更になる例としては、例えば、「初回再生日時から 1 日間有効」となっていた利用条件 2 0 5 を、「YYYY 年 MM 月 DD 日迄再生可能」と更新した場合等が考えられる。

【 0 0 8 8 】

S 1 0 0 5 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 が管理しているライセンス管理情報 3 0 0 を更新する。具体的には、ライセンス管理情報 3 0 0 の更新回数 3 0 1 を 1 加算する処理を行う。

【 0 0 8 9 】

S 1 0 0 6 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 に、S 1 0 0 5 で更新した更新回数 3 0 1 とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値を計算する。コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、計算した値を新たな改竄防止情報 4 0 1 として、既存の改竄防止情報 4 0 1 と置きかえる。

【 0 0 9 0 】

S 1 0 0 7 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 が管理しているライセンス管理情報 3 0 0 から、コンテンツ再生に使用したライセンス 2 0 0 の情報を削除する。

【 0 0 9 1 】

S 1 0 0 8 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 のコンテンツ鍵 2 0 6 を、固有情報管理部 1 0 7 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて復号する。

【 0 0 9 2 】

10

20

30

40

50

S 1 0 0 9 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ドメイン情報管理部 1 0 8 が保持するドメイン鍵の中から、ライセンス 2 0 0 のドメイン ID 2 0 3 と組になって記憶されているドメイン鍵を選択し、それを用いて、ライセンス 2 0 0 のコンテンツ鍵 2 0 6 を暗号化する。

【 0 0 9 3 】

S 1 0 1 0 : コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、S 1 0 0 9 でコンテンツ鍵 2 0 6 部分を暗号化したライセンス 2 0 0 に、ドメイン鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算する。コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、計算した値を新たな改竄防止情報 4 0 1 として、既存の改竄防止情報 4 0 1 と置きかえる。

【 0 0 9 4 】

以上で、本実施の形態におけるコンテンツ再生停止後処理の動作についての説明を終わる。

【 0 0 9 5 】

図 1 1 は、図 1 に示したライセンス転送制御部 1 0 3 によるライセンス転送処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 1 1 のフローチャートを参照して、ライセンス管理装置 1 0 0 間で、ライセンス 2 0 0 の転送を行う、ライセンス転送処理の動作について説明を行う。

【 0 0 9 6 】

S 1 1 0 1 : ライセンス受信側のライセンス管理装置 1 0 0 内のライセンス転送制御部 1 0 3 (以降、「受信側ライセンス転送制御部 1 0 3」と呼ぶ)は、ライセンスリスト 5 0 0 の送信要求を、ライセンス送信側のライセンス管理装置 1 0 0 内のライセンス転送制御部 1 0 3 (以降、「送信側ライセンス転送制御部 1 0 3」と呼ぶ)に対して送信する。

【 0 0 9 7 】

S 1 1 0 2 : 送信側ライセンス転送制御部 1 0 3 は、ライセンスリスト 5 0 0 の送信要求を受信する。

【 0 0 9 8 】

S 1 1 0 3 : 送信側ライセンス転送制御部 1 0 3 は、ライセンスリスト 5 0 0 を生成し、生成したライセンスリスト 5 0 0 を、受信側ライセンス転送制御部 1 0 3 に対して送信する。

【 0 0 9 9 】

S 1 1 0 4 : 受信側ライセンス転送制御部 1 0 3 は、ライセンスリスト 5 0 0 を受信する。

【 0 1 0 0 】

S 1 1 0 5 : 受信側ライセンス転送制御部 1 0 3 は、S 1 1 0 4 で受信したライセンスリスト 5 0 0 を参照し、送信を要求するライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 を確認する。送信を要求するライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 が「ステートフルな利用条件」である場合、S 1 1 0 6 の処理に進む。送信を要求するライセンス 2 0 0 の利用条件種別 2 0 4 が「ステートレスな利用条件」である場合、S 1 1 0 7 の処理に進む。

【 0 1 0 1 】

S 1 1 0 6 : 図 1 2 及び図 1 3 を参照して後述する、ステートフルライセンス転送処理を実行する。

【 0 1 0 2 】

S 1 1 0 7 : 図 1 7 を参照して後述する、ステートレスライセンス転送処理を実行する。

【 0 1 0 3 】

以上で、本実施の形態におけるライセンス転送処理の動作についての説明を終わる。

【 0 1 0 4 】

図 1 2 および図 1 3 は、図 1 に示したライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 によるステートフルライセンス転送処理の動作を示すフローチャートである。図 1 4 は、ステートフルライセンス送信要求 1 4 0 0 のデータ構成の一例を示す図である。図 1 5 は、ステー

10

20

30

40

50

トフルライセンス送信要求レスポンス1500のデータ構成の一例を示す図である。次に、図12及び図13のフローチャートを参照して、図11におけるS1106の、ステートフルライセンス転送処理の動作について説明を行う。

【0105】

S1201：ライセンス受信側のライセンス管理装置100内のライセンス転送部（転送方式A）104（以降、「受信側ライセンス転送部（転送方式A）104」と呼ぶ）は、ライセンス送信側のライセンス管理装置100内のライセンス転送部（転送方式A）104（以降、「送信側ライセンス転送部（転送方式A）104」と呼ぶ）と相互に通信し合い、SACを確立する。本ステップ以降の、受信側ライセンス転送部（転送方式A）104と送信側ライセンス転送部（転送方式A）104との通信は、全てこのSAC上で行われることとする。なお、SAC確立手法に関しては、従来手法を用いることとする。

10

【0106】

S1202：受信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、図14に図示するステートフルライセンス送信要求1400を生成し、それを送信側ライセンス転送部（転送方式A）104に対し送信する。受信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求1400を生成する際、ステートフルライセンス送信要求識別子1401には、このデータがステートフルライセンス送信要求1400であることを示す情報を記述する。また、ライセンスID201には、送信を要求するライセンスのライセンスID201を記述する。また、ドメイン固有情報1402には、ドメイン情報管理部108が保持するドメイン鍵の中から、送信を要求するライセンス200のドメインID203と組となって記憶されているドメイン鍵を選択し、そのハッシュ値を記述するものとする。

20

【0107】

S1203：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求1400を受信する。

【0108】

S1204：図16を参照して後述する、ステートフルライセンス送信要求レスポンス生成処理を実行し、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500（図15に図示する）を生成する。図15において、ステートフルライセンス送信要求レスポンス識別子1501には、このデータがステートフルライセンス送信要求レスポンス1500であることを示す情報が記述される。ステータスコード1502には、ライセンスの送信が可であるか不可であることを示す情報が記述される。ライセンスの送信が可である場合、ライセンス200には、送信を要求されたライセンス200が記述される。

30

【0109】

S1205：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、S1204で生成したステートフルライセンス送信要求レスポンス1500を、受信側ライセンス転送部（転送方式A）104に対し送信する。

【0110】

S1206：受信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500を受信する。

40

【0111】

以降のステップより、図13を参照して説明を行う。

【0112】

S1301：受信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、S1206で受信したステートフルライセンス送信要求レスポンス1500のステータスコード1502を確認して、送信を要求したライセンス200を受信できたかどうかを確認する。ライセンス200を受信できた場合、S1302の処理に進む。ライセンス200を受信できなかった場合、受信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、図示しないディスプレイなどの提示手段を介して、ユーザにライセンス200を受信できなかった旨を通知し、処理を終了する。

50

【 0 1 1 3 】

S 1 3 0 2 : 受信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、固有情報管理部 1 0 7 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて、ライセンス 2 0 0 のコンテンツ鍵 2 0 6 を暗号化する。

【 0 1 1 4 】

S 1 3 0 3 : 受信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 によって管理されているライセンス管理情報 3 0 0 に、受信したライセンス 2 0 0 に関する情報を記録する。

【 0 1 1 5 】

S 1 3 0 4 : 受信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、S 1 3 0 2 でコンテンツ鍵 2 0 6 部分を暗号化したライセンス 2 0 0 に、S 1 3 0 3 で記録したライセンス管理情報 3 0 0 の更新回数 3 0 1 とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値を改竄防止情報 4 0 1 として、ライセンス 2 0 0 に付加する。

10

【 0 1 1 6 】

S 1 3 0 5 : 受信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、ライセンス蓄積部 1 1 0 に、改竄防止情報 4 0 1 が付加されたライセンス 2 0 0 を蓄積する。

【 0 1 1 7 】

S 1 3 0 6 : 受信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 に対し、ライセンス 2 0 0 の受信確認通知を送信する。

【 0 1 1 8 】

S 1 3 0 7 : 送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、ライセンス 2 0 0 の受信確認通知を受信する。

20

【 0 1 1 9 】

S 1 3 0 8 : 送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、送信したライセンス 2 0 0 を、ライセンス蓄積部 1 1 0 から削除し、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 によって管理されているライセンス管理情報 3 0 0 から、そのライセンス 2 0 0 の情報を削除する。

【 0 1 2 0 】

以上で、本実施の形態におけるステートフルライセンス転送処理の動作についての説明を終わる。

30

【 0 1 2 1 】

図 1 6 は、図 1 に示したライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 によるステートフルライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 1 6 のフローチャートを参照して、図 1 2 における S 1 2 0 4 の、ステートフルライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作について説明を行う。

【 0 1 2 2 】

S 1 6 0 1 : 送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、S 1 2 0 3 で受信したステートフルライセンス送信要求 1 4 0 0 に含まれるドメイン固有情報 1 4 0 2 が正当なものかどうかを確認する。具体的には、送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、ドメイン情報管理部 1 0 8 が保持するドメイン鍵の中から、送信を要求されているライセンス 2 0 0 のドメイン ID 2 0 3 と組となって記憶されているドメイン鍵を選択し、そのハッシュ値を計算する。その後、計算した値と、ステートフルライセンス送信要求 1 4 0 0 に含まれるドメイン固有情報 1 4 0 2 に記述されている値とを比較し、値が一致する場合には「正当」、値が不一致の場合には「不正」と判定するものとする。ドメイン固有情報 1 4 0 2 が正当である場合には、S 1 6 0 2 の処理に進む。ドメイン固有情報 1 4 0 2 が正当でない場合には、S 1 6 0 8 の処理に進む。

40

【 0 1 2 3 】

S 1 6 0 2 : 送信側ライセンス転送部 (転送方式 A) 1 0 4 は、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 が管理するライセンス管理情報 3 0 0 を参照し、送信を要求されているライセンス 2 0 0 に関する情報が記述されているかどうかを確認する。記述が有る場合、S 1 6

50

03の処理に進む。記述が無い場合には、S1608の処理に進む。

【0124】

S1603：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、送信が要求されているライセンス200の改竄の有無を確認する。具体的には、送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ライセンス200にライセンス管理情報300の更新回数301とライセンス管理装置固有鍵とを連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス200に付加されている改竄防止情報401の値とを比較する。コンテンツ再生制御部111は、比較の結果、値が一致する場合にはライセンスの改竄は無かったと判定し、値が一致しない場合にはライセンスの改竄があったと判定するものとする。判定の結果、ライセンスの改竄が無かった場合、S1604の処理に進む。ライセンスの改竄があった場合、S1608の処理に進む。

10

【0125】

S1604：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ライセンス200の利用条件205を参照し、移動が許可されているかどうかを判定する。移動が許可されている場合、S1605の処理に進む。移動が許可されていない場合には、S1608の処理に進む。

【0126】

S1605：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500のステートフルライセンス送信要求レスポンス識別子1501に、このデータがステートフルライセンス送信要求レスポンス1500であることを示す情報を記述し、ステータスコード1502に、「ライセンスの送信可」と記述する。

20

【0127】

S1606：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、固有情報管理部107が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いてコンテンツ鍵206を復号する。

【0128】

S1607：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500のライセンス200に、S1606でコンテンツ鍵206が復号されたライセンス200を記述する。

【0129】

S1608：送信側ライセンス転送部（転送方式A）104は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500のステートフルライセンス送信要求レスポンス識別子1501に、このデータがステートフルライセンス送信要求レスポンス1500であることを示す情報を記述し、ステータスコード1502に、「ライセンスの送信不可」と記述する。

30

【0130】

以上で、本実施の形態におけるステートフルライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作についての説明を終わる。

【0131】

図17は、図1に示したライセンス転送部（転送方式B）105によるステートレスライセンス転送処理の動作を示すフローチャートである。図18は、ステートレスライセンス送信要求1800のデータ構成の一例を示す図である。図19は、ステートレスライセンス送信要求レスポンス1900のデータ構成の一例を示す図である。次に、図17のフローチャートを参照して、図11におけるS1107の、ステートレスライセンス転送処理の動作について説明を行う。

40

【0132】

S1701：ライセンス受信側のライセンス管理装置100内のライセンス転送部（転送方式B）105（以降、「受信側ライセンス転送部（転送方式B）105」と呼ぶ）は、図18に図示するステートレスライセンス送信要求1800を生成し、それを、ライセンス送信側のライセンス管理装置100内のライセンス転送部（転送方式B）105（以降、「送信側ライセンス転送部（転送方式B）105」と呼ぶ）に対し送信する。受信側

50

ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ステートレスライセンス送信要求 1800 を生成する際、ステートレスライセンス送信要求識別子 1801 には、このデータがステートレスライセンス送信要求 1800 であることを示す情報を記述し、ライセンス ID 201 には、送信を要求するライセンスのライセンス ID 201 を記述するものとする。

【0133】

S1702：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ステートレスライセンス送信要求 1800 を受信する。

【0134】

S1703：図 20 を参照して後述する、ステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理を実行し、ステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900（図 19 に図示する）を生成する。図 19 において、ステートレスライセンス送信要求レスポンス識別子 1901 には、このデータがステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900 であることを示す情報が記述される。ステータスコード 1502 には、ライセンスの送信が可であるか不可であることを示す情報が記述される。ライセンス 200 には、送信を要求されたライセンス 200 が記述される。改竄防止情報 401 には、送信を要求されたライセンス 200 に付加されていた改竄防止情報 401 が記述される。

10

【0135】

S1704：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、S1703 で生成したステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900 を、受信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 に対し送信する。

20

【0136】

S1705：受信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900 を受信する。

【0137】

S1706：受信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、S1705 で受信したステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900 のステータスコード 1502 を確認して、送信を要求したライセンス 200 を受信できたかどうかを確認する。ライセンス 200 を受信できた場合、S1707 の処理に進む。ライセンス 200 を受信できなかった場合、受信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、図示しないディスプレイなどの提示手段を介して、ユーザにライセンス 200 を受信できなかった旨を通知し、処理を終了する。

30

【0138】

S1707：受信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、S1705 で受信したステートレスライセンス送信要求レスポンス 1900 に含まれるライセンス 200 と改竄防止情報 401 とを連結して、ライセンス蓄積部 110 に蓄積する。

【0139】

以上で、本実施の形態におけるステートレスライセンス転送処理の動作についての説明を終わる。

【0140】

図 20 は、図 1 に示したライセンス転送部（転送方式 B）105 によるステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。次に、図 20 のフローチャートを参照して、図 17 における S1703 の、ステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作について説明を行う。

40

【0141】

S2001：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、送信を要求されているライセンス 200 がライセンス蓄積部 110 に蓄積されているかどうかを確認する。確認の結果、ライセンス 200 が蓄積されている場合には、S2002 の処理に進む。ライセンス 200 が蓄積されていない場合には、S2004 の処理に進む。

【0142】

S2002：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ステートレスライセン

50

ス送信要求レスポンス1900のステートライセンス送信要求レスポンス識別子1901に、このデータがステートライセンス送信要求レスポンス1900であることを示す情報を記述し、ステータスコード1502に、「ライセンスの送信可」と記述する。

【0143】

S2003：送信側ライセンス転送部（転送方式B）105は、ステートライセンス送信要求レスポンス1900のライセンス200に、送信が要求されているライセンス200のコンテンツ鍵をドメイン鍵で暗号化したライセンス200を記述する。また、ステートライセンス送信要求レスポンス1900の改竄防止情報401に、ライセンス200に付加されていた改竄防止情報401を記述する。

【0144】

S2004：送信側ライセンス転送部（転送方式B）105は、ステートライセンス送信要求レスポンス1900のステートライセンス送信要求レスポンス識別子1901に、このデータがステートライセンス送信要求レスポンス1900であることを示す情報を記述し、ステータスコード1502に、「ライセンスの送信不可」と記述する。

【0145】

以上で、本実施の形態におけるステートライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作についての説明を終わる。

【0146】

以上で、本実施の形態におけるライセンス管理装置100の動作についての説明を終わる。

【0147】

なお、少なくとも、ライセンス取り込み部101と、ライセンス蓄積制御部102と、ライセンス転送部（転送方式A）104と、固有情報管理部107と、ドメイン情報管理部108と、ライセンス管理情報管理部109と、コンテンツ再生制御部111と、コンテンツ復号・再生部112は、耐タンパ化されて実装されることが望ましい。

【0148】

また、本実施の形態においては、ライセンス管理装置100の構成要素は、一つの筐体内に実装されるものとして説明を行ったが、それに限らず、複数の筐体やICカード等に分かれて実装されたりしてもよいものとする。例えば、ライセンス取り込み部101と、ライセンス蓄積制御部102と、ライセンス転送部（転送方式A）104と、固有情報管理部107と、ドメイン情報管理部108と、コンテンツ再生制御部111とは、ICカード内に実装され、その他の手段は、STB（Set Top Box）内に実装されるという構成が考えられる。

【0149】

なお、本実施の形態においては、ライセンス200をライセンス蓄積部110に蓄積する際、コンテンツ鍵206のみを暗号化するとして説明を行ったが、それに限るわけではなく、コンテンツ鍵206を含む一部のみ、もしくは、ライセンス200全体を暗号化するとしてもよいものとする。

【0150】

なお、本実施の形態においては、改竄防止情報401の計算の際、ライセンス200に対し、ライセンス管理装置固有鍵、もしくは、ドメイン鍵を連結して、ハッシュ値計算対象データとするとして説明を行ったが、それに限るわけではなく、ライセンス管理装置固有鍵の代わりにライセンス管理装置IDを、ドメイン鍵の代わりにドメインID203を連結してもよいものとする。

【0151】

なお、本実施の形態においては、改竄防止情報401の計算の際、ライセンス200のコンテンツ鍵206部分を暗号化したデータに対し、各種データを連結して、ハッシュ値計算対象データとするとして説明を行ったが、それに限るわけではなく、コンテンツ鍵206部分の暗号化を行う前に、各種データを連結し、ハッシュ値計算対象としてもよいものとする。

10

20

30

40

50

のとする。

【0152】

なお、本実施の形態においては、ライセンス200にドメインID203を含めるとしたが、それに限るわけではなく、ドメインID203を特定できるその他の情報を含むとしてもよいものとする。

【0153】

なお、本実施の形態において、ライセンス200に利用条件種別204を含め、その利用条件種別204をもとにどのような処理を行うか判定するとして説明を行ったが、それに限るわけではなく、ライセンス200に利用条件種別204を含めずに、利用条件205の内容から、利用条件の種別を導き出し、導き出した情報をもとにどのような処理を行うか判定するとしてもよいものとする。

10

【0154】

なお、図10のコンテンツ再生停止後処理において、コンテンツ復号・再生部112は、必ず、コンテンツ再生制御部111にコンテンツ再生終了を通知する(S1001の処理)として説明を行ったが、それに限るわけではなく、コンテンツ再生に使用したライセンス200の利用条件種別204が「ステートレスな利用条件」である場合については、コンテンツ再生終了を通知しないとしてもよいものとする。この場合、図7のコンテンツ再生処理において、コンテンツ再生制御部111が、コンテンツ鍵206をコンテンツ復号・再生部112に送信する(S706の処理)際、利用条件種別204も同時に送信するものとし、コンテンツ復号・再生部112は、この情報にもとづいて、コンテンツ再生終了を通知するか否かを判定するものとする。

20

【0155】

なお、本実施の形態において、ライセンスリスト500には、利用条件種別204を含めるとしたが、それに限るわけではなく、利用条件種別204の代わりに利用条件205を含めてもいいものとする。この場合、利用条件205の内容から、利用条件の種別を導き出すものとする。

【0156】

なお、図12及び図13のステートフルライセンス転送処理において、ステートフルライセンス送信要求1400の中に、ドメイン固有情報1402としてドメイン鍵のハッシュ値を含めて送信する(S1202の処理)として説明を行ったが、これに限るわけではなく、ドメインに属しているライセンス管理装置100のみが生成可能なドメインに固有の情報であればどのような情報でも良いものとする。また、ドメイン固有情報1402の送信は、改竄や成りすましを防ぐ方法であれば、どのような方法であってもよいものとする。例えば、SAC確立時の処理(S1201の処理)の中で、ドメイン固有情報1402を送信し、ドメインID203が一致しない場合にはSAC確立に失敗するようにすること等が考えられる。

30

【0157】

なお、本実施の形態においては、ライセンス200の利用条件種別204に応じて、処理の内容を切り替えるよう説明を行ったが、ライセンス200に処理の切り替えを指定する情報を設けて、それに従って処理を切り替えても良いものとする。例えば、ライセンスの移動可否や、コンテンツの内容や、コンテンツの価格等に従ってその情報を設定し、処理を切り替えるといったこと等が考えられる。

40

【0158】

なお、図7のコンテンツ再生処理において、コンテンツの再生に利用したライセンス200の利用条件205の更新及びそれに伴う各種処理(図10のS1003~S1010の処理)は、コンテンツ再生停止後に行うとして説明を行ったが、それに限るわけではなく、コンテンツ再生開始前(図8のS804もしくはS805の後)に行われてもよいものとする。

【0159】

なお、図17のステートレスライセンス転送処理において、受信側ライセンス転送部(

50

転送方式 B) 105 は、受信したライセンス 200 と改竄防止情報 401 とを、改竄有無の確認なくライセンス蓄積部 110 に蓄積する (S1707 の処理) として説明を行ったが、蓄積前に改竄有無の確認を行ってもよいものとする。

【0160】

なお、図 6 のライセンス蓄積処理において、利用条件種別 204 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 200 を蓄積する際には、ライセンス管理情報 300 にそのライセンス 200 の情報を記録する (S604 の処理) として説明を行ったが、ライセンス管理情報 300 のサイズ削減の為に、ライセンス 200 の受信時には、S603 ~ S605 の処理は行わず、ライセンス利用の前 (S701 の前) にこれらの処理を行ってもよいものとする。ライセンス 200 の受信時に、S603 ~ S605 の処理を行わなかった場合、ライセンス 200 の蓄積時に付加する改竄防止情報 401 は、ライセンス 200 に対するハッシュ値として計算され、更に改竄防止情報 401 はライセンス 200 に付加された後、まとめてライセンス管理装置固有鍵で暗号化されるものとする。

10

【0161】

以上で、本実施の形態におけるライセンス管理装置 100 の説明を終わる。

【0162】

なお、上記実施の形態では、ライセンスの移動が可能である場合を前提に説明したが、本発明は、これに限定されず、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合にでも適用することができる。

【0163】

この場合、ライセンス 200 の移動の可否は、図 2 に示す利用条件 205 に記述される。ライセンス 200 が利用条件 205 で移動不可とされている場合には、ライセンス管理装置 100 は、ライセンス 200 の利用条件種別 204 が「ステートレスな利用条件」である場合であっても、ライセンス 200 をライセンス管理装置固有鍵で暗号化してライセンス蓄積部 110 に格納する。この場合、ライセンス 200 がライセンス管理装置固有鍵で暗号化されているか、ドメイン鍵で暗号化されているかは、利用条件種別 204 が「ステートレスな利用条件」かまたは「ステートフルな利用条件」かの区別だけでは判断できない。図 21 は、ライセンス 200 の移動の可否が利用条件で設定されている場合における蓄積時のライセンス 200 のデータ構造を示す図である。このため、同図に示すように、ライセンス 200 がライセンス蓄積部 110 に蓄積されるときには、ライセンス 200 に、暗号鍵情報 2101 および改竄防止情報 401 が付加される。暗号鍵情報 2101 は、ライセンス 200 がライセンス管理装置固有鍵およびドメイン鍵のいずれで暗号化されたかを示す情報である。改竄防止情報 401 は、利用条件種別 204 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 200、および利用条件 205 で「移動可」と設定されており、かつ、利用条件種別 204 が「ステートレスな利用条件」であるライセンス 200 の場合、上記実施の形態と同じである。

20

30

【0164】

改竄防止情報 401 の計算方法が上記実施の形態と異なるものは、利用条件 205 で「移動不可」と設定されており、かつ、利用条件種別 204 が「ステートレスな利用条件」であるライセンス 200 の場合である。この場合、ライセンス 200 はライセンス管理装置固有鍵で暗号化される。しかし、利用条件種別 204 が「ステートフルな利用条件」ではないため、利用条件 205 はコンテンツが利用されても更新されず、このライセンス 200 にはライセンス管理情報 300 が生成されない。このため、ライセンス蓄積制御部 102 は、改竄防止情報 401 として、ライセンス 200 にライセンス管理装置固有鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算する。

40

【0165】

図 22 は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のライセンス蓄積処理におけるライセンス管理装置 100 の動作を示すフローチャートである。ライセンス蓄積処理におけるライセンス管理装置 100 の動作は、利用条件種別 204 が「ステートフルな利用条件」であるライセンス 200 の場合、図 6 に示した上記実施の形態と同じで

50

ある。従って、図 2 2 と図 6 とで異なる処理は、図 6 の S 6 0 2 で、ライセンス蓄積制御部 1 0 2 が利用条件種別 2 0 4 を確認した結果、利用条件種別 2 0 4 が「ストレスな利用条件」であった場合の後の処理 (S 2 2 0 1、S 2 2 0 2 および S 2 2 0 3) である。

【 0 1 6 6 】

具体的には、ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、S 6 0 2 で利用条件種別 2 0 4 が「ストレスな利用条件」であった場合には、S 2 2 0 1 の処理に進む。

【 0 1 6 7 】

S 2 2 0 1 : ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、ライセンス 2 0 0 の利用条件 2 0 5 を確認する。利用条件 2 0 5 が「移動可」の場合には、S 6 0 6 の処理に進む。利用条件 2 0 5 が「移動不可」の場合には、S 2 2 0 2 の処理に進む。

10

【 0 1 6 8 】

S 2 2 0 2 : ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、固有情報管理部 1 0 7 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて、ライセンス 2 0 0 のコンテンツ鍵 2 0 6 を暗号化する。

【 0 1 6 9 】

S 2 2 0 3 : ライセンス蓄積制御部 1 0 2 は、S 2 2 0 2 でコンテンツ鍵 2 0 6 部分を暗号化したライセンス 2 0 0 に、ライセンス管理装置固有鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値を改竄防止情報 4 0 1 として、ライセンス 2 0 0 に付加する。

【 0 1 7 0 】

さらに、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合、コンテンツ再生制御部 1 1 1 によるストレスライセンス再生可否判定処理の動作が図 9 に示したフローチャートと一部異なる。異なる点は、S 9 0 1 の前段、S 9 0 1 および S 9 0 4 の処理である。まず、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ステップ S 9 0 1 でライセンス 2 0 0 の改竄の有無を確認する前に、図 2 1 に示した暗号鍵情報 2 1 0 1 を参照して、ライセンス 2 0 0 にライセンス管理装置固有鍵またはドメイン鍵のいずれを連結してハッシュ値を計算するか確認する。

20

【 0 1 7 1 】

S 9 0 1 : ライセンス 2 0 0 がドメイン鍵を連結してハッシュ値を計算する場合には、図 9 に示した S 9 0 1 の通りである。異なる点は、ライセンス 2 0 0 にライセンス管理装置固有鍵を連結してハッシュ値を計算する場合である。この場合には、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、固有情報管理部 1 0 7 からライセンス管理装置固有鍵を読み出し、ライセンス 2 0 0 に連結する。そして、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス管理装置固有鍵をライセンス 2 0 0 に連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス 2 0 0 に付加されている改竄防止情報 4 0 1 の値とを比較する。比較の結果、値が一致する場合にはライセンスの改竄は無かったと判定し、値が一致しない場合にはライセンスの改竄があったと判定する。以下、S 9 0 3 までの処理の内容は、図 9 で説明した各ステップと同じである。

30

【 0 1 7 2 】

S 9 0 4 : ライセンス 2 0 0 がドメイン鍵で暗号化されている場合には、図 9 に示した S 9 0 4 の通りである。ライセンス 2 0 0 がライセンス管理装置固有鍵で暗号化されている場合には、コンテンツ再生制御部 1 1 1 は、ライセンス 2 0 0 からコンテンツ鍵 2 0 6 を取り出し、それを固有情報管理部 1 0 7 が保持するライセンス管理装置固有鍵を用いて復号する。

40

【 0 1 7 3 】

図 2 3 は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のコンテンツ再生停止後処理の動作を示すフローチャートである。コンテンツ再生停止後処理におけるライセンス管理装置 1 0 0 の動作で、図 2 3 と図 1 0 とで異なる処理は、図 2 3 の S 2 3 0 1 および S 1 0 1 0 の処理である。すなわち、図 1 0 の S 1 0 0 7 で、コンテンツ再生制御部 1 1 1 が、ライセンス管理情報管理部 1 0 9 が管理しているライセンス管理情報 3 0 0 から、コンテンツ再生に使用したライセンス 2 0 0 の情報を削除した後の処理である。コ

50

コンテンツ再生制御部 111 は、S1008 の処理の前に、S2301 の処理を行う。

【0174】

S2301：コンテンツ再生制御部 111 は、ライセンス 200 の利用条件 205 を確認する。利用条件 205 が「移動可」の場合には、S1008 の処理に進む。利用条件 205 が「移動不可」の場合には、S1010 の処理に進む。

【0175】

S1010：コンテンツ再生制御部 111 は、S1009 でコンテンツ鍵 206 部分を暗号化したライセンス 200 に対しては、図 10 の S1010 で説明した通りの処理を行う。コンテンツ再生制御部 111 は、S2301 で利用条件 205 が「移動不可」であることが確認されたライセンス 200 に対しては、ライセンス 200 にライセンス管理装置固有鍵だけを連結したデータに対するハッシュ値を計算する。コンテンツ再生制御部 111 は、計算した値を新たな改竄防止情報 401 として、既存の改竄防止情報 401 と置きかえる。

【0176】

図 24 は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。ステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理におけるライセンス管理装置 100 の動作で、図 24 と図 20 とで異なる処理は、図 24 の S2401 および S2402 の処理である。すなわち、図 20 の S2001 で、送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 が、送信を要求されているライセンス 200 がライセンス蓄積部 110 に蓄積されているかどうかを確認し、確認の結果、ライセンス 200 が蓄積されている場合の後の処理である。送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、S2002 の処理の前に、S2401 および S2402 の処理を行う。

【0177】

S2401：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、送信が要求されているライセンス 200 の改竄の有無を確認する。具体的には、送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ライセンス蓄積部 110 に蓄積されているライセンス 200 のコンテンツ鍵 206 がライセンス管理装置固有鍵で暗号化されている場合には、ライセンス 200 にライセンス管理装置固有鍵を連結したデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス 200 に付加されている改竄防止情報 401 の値とを比較する。ライセンス蓄積部 110 に蓄積されているライセンス 200 のコンテンツ鍵 206 がドメイン鍵で暗号化されている場合には、ドメイン情報管理部 108 が保持するドメイン鍵の中から、送信を要求されているライセンス 200 のドメイン ID 203 と組となって記憶されているドメイン鍵を選択する。さらに、ライセンス 200 に選択したドメイン鍵を連結し、そのデータに対するハッシュ値を計算し、その値と、ライセンス 200 に付加されている改竄防止情報 401 の値とを比較する。送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、比較の結果、値が一致する場合にはライセンスの改竄は無かったと判定し、値が一致しない場合にはライセンスの改竄が有ったと判定するものとする。判定の結果、ライセンスの改竄が無かった場合、S2402 の処理に進む。ライセンスの改竄が有った場合、S2004 の処理に進む。

【0178】

S2402：送信側ライセンス転送部（転送方式 B）105 は、ライセンス 200 の利用条件 205 を参照し、移動が許可されているかどうかを判定する。移動が許可されている場合、S2002 の処理に進む。移動が許可されていない場合には、S2004 の処理に進む。

【0179】

（その他変形例）

なお、本発明を上記実施の形態に基づいて説明してきたが、本発明は、上記の実施の形態に限定されないのはもちろんである。以下のような場合も本発明に含まれる。

【0180】

(1) 上記の各装置は、具体的には、マイクロプロセッサ、ROM、RAM、ハードディスクユニット、ディスプレイユニット、キーボード、マウスなどから構成されるコンピュータシステムである。前記RAMまたはハードディスクユニットには、コンピュータプログラムが記憶されている。前記マイクロプロセッサが、前記コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、各装置は、その機能を達成する。ここでコンピュータプログラムは、所定の機能を達成するために、コンピュータに対する指令を示す命令コードが複数個組み合わせられて構成されたものである。

【0181】

(2) 上記の各装置を構成する構成要素の一部または全部は、1個のシステムLSI (Large Scale Integration: 大規模集積回路) から構成されているとしてもよい。システムLSIは、複数の構成部を1個のチップ上に集積して製造された超多機能LSIであり、具体的には、マイクロプロセッサ、ROM、RAMなどを含んで構成されるコンピュータシステムである。前記RAMには、コンピュータプログラムが記憶されている。前記マイクロプロセッサが、前記コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、システムLSIは、その機能を達成する。

10

【0182】

(3) 上記の各装置を構成する構成要素の一部または全部は、各装置に脱着可能なICカードまたは単体のモジュールから構成されているとしてもよい。前記ICカードまたは前記モジュールは、マイクロプロセッサ、ROM、RAMなどから構成されるコンピュータシステムである。前記ICカードまたは前記モジュールは、上記の超多機能LSIを含むとしてもよい。マイクロプロセッサが、コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、前記ICカードまたは前記モジュールは、その機能を達成する。このICカードまたはこのモジュールは、耐タンパ性を有するとしてもよい。

20

【0183】

(4) 本発明は、上記に示す方法であるとしてもよい。また、これらの方法をコンピュータにより実現するコンピュータプログラムであるとしてもよいし、前記コンピュータプログラムからなるデジタル信号であるとしてもよい。

【0184】

また、本発明は、前記コンピュータプログラムまたは前記デジタル信号をコンピュータ読み取り可能な記録媒体、例えば、フレキシブルディスク、ハードディスク、CD-ROM、MO、DVD、DVD-ROM、DVD-RAM、BD (Blu-ray Disc)、半導体メモリなどに記録したものであるとしてもよい。また、これらの記録媒体に記録されている前記デジタル信号であるとしてもよい。

30

【0185】

また、本発明は、前記コンピュータプログラムまたは前記デジタル信号を、電気通信回線、無線または有線通信回線、インターネットを代表とするネットワーク、データ放送等を経由して伝送するものとしてもよい。

【0186】

また、本発明は、マイクロプロセッサとメモリを備えたコンピュータシステムであって、前記メモリは、上記コンピュータプログラムを記憶しており、前記マイクロプロセッサは、前記コンピュータプログラムにしたがって動作するとしてもよい。

40

【0187】

また、前記プログラムまたは前記デジタル信号を前記記録媒体に記録して移送することにより、または前記プログラムまたは前記デジタル信号を前記ネットワーク等を経由して移送することにより、独立した他のコンピュータシステムにより実施するとしてもよい。

【0188】

(5) 上記実施の形態及び上記変形例をそれぞれ組み合わせるとしてもよい。

【産業上の利用可能性】

【0189】

本発明にかかるライセンス管理装置及び方法は、デジタル放送、CATV、インターネ

50

ット等によるコンテンツ配信サービス受信端末や、DVD等のパッケージメディアによるコンテンツ配信サービス受信端末等として有用である。

【図面の簡単な説明】

【0190】

【図1】図1は、ライセンス管理装置100の構成を示すブロック図である。

【図2】図2は、ライセンス200の一例を示す図である。

【図3】図3は、ライセンス管理情報300の一例を示す図である。

【図4】図4は、ライセンス200がライセンス蓄積部110に格納された状態を示す図である。

【図5】図5は、ライセンスリスト500の一例を示す図である。

10

【図6】図6は、ライセンス蓄積処理の動作を示すフローチャートである。

【図7】図7は、コンテンツ再生処理の動作を示すフローチャートである。

【図8】図8は、ステートフルライセンス再生可否判定処理の動作を示すフローチャートである。

【図9】図9は、ステートレスライセンス再生可否判定処理の動作を示すフローチャートである。

【図10】図10は、コンテンツ再生停止後処理の動作を示すフローチャートである。

【図11】図11は、ライセンス転送処理の動作を示すフローチャートである。

【図12】図12は、ステートフルライセンス転送処理の動作の動作を示すフローチャートである。

20

【図13】図13は、ステートフルライセンス転送処理の動作の動作を示すフローチャートである。

【図14】図14は、ステートフルライセンス送信要求1400の一例を示す図である。

【図15】図15は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス1500の一例を示す図である。

【図16】図16は、ステートフルライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。

【図17】図17は、ステートレスライセンス転送処理の動作を示すフローチャートである。

【図18】図18は、ステートレスライセンス送信要求1800の一例を示す図である。

30

【図19】図19は、ステートレスライセンス送信要求レスポンス1900の一例を示す図である。

【図20】図20は、ステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。

【図21】図21は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合における蓄積時のライセンスのデータ構造を示す図である。

【図22】図22は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のライセンス蓄積処理におけるライセンス管理装置の動作を示すフローチャートである。

【図23】図23は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のコンテンツ再生停止後処理の動作を示すフローチャートである。

40

【図24】図24は、ライセンスの移動の可否が利用条件で設定されている場合のステートレスライセンス送信要求レスポンス生成処理の動作を示すフローチャートである。

【符号の説明】

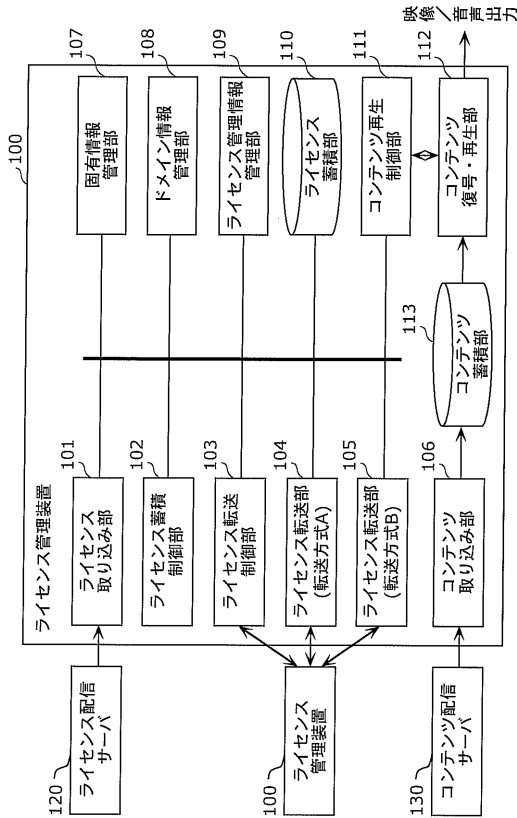
【0191】

- 100 ライセンス管理装置
- 101 ライセンス取り込み部
- 102 ライセンス蓄積制御部
- 103 ライセンス転送制御部
- 104 ライセンス転送部（転送方式A）
- 105 ライセンス転送部（転送方式B）

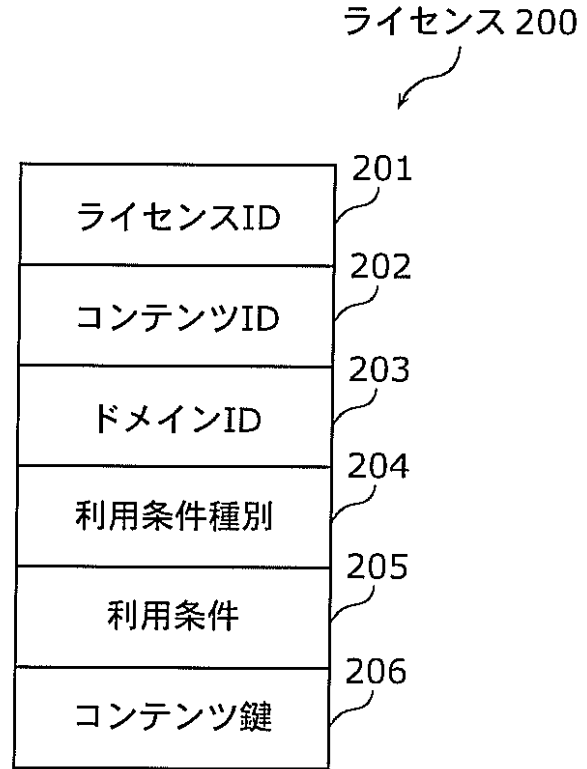
50

1 0 6	コンテンツ取り込み部	
1 0 7	固有情報管理部	
1 0 8	ドメイン情報管理部	
1 0 9	ライセンス管理情報管理部	
1 1 0	ライセンス蓄積部	
1 1 1	コンテンツ再生制御部	
1 1 2	コンテンツ復号・再生部	
1 1 3	コンテンツ蓄積部	
1 2 0	ライセンス配信サーバ	
1 3 0	コンテンツ配信サーバ	10
2 0 0	ライセンス	
2 0 1	ライセンスID	
2 0 2	コンテンツID	
2 0 3	ドメインID	
2 0 4	利用条件種別	
2 0 5	利用条件	
2 0 6	コンテンツ鍵	
3 0 0	ライセンス管理情報	
3 0 1	更新回数	
4 0 1	改竄防止情報	20
5 0 0	ライセンスリスト	
1 4 0 0	ステートフルライセンス送信要求	
1 4 0 1	ステートフルライセンス送信要求識別子	
1 4 0 2	ドメイン固有情報	
1 5 0 0	ステートフルライセンス送信要求レスポンス	
1 5 0 1	ステートフルライセンス送信要求レスポンス識別子	
1 5 0 2	ステータスコード	
1 8 0 0	ステートレスライセンス送信要求	
1 8 0 1	ステートレスライセンス送信要求識別子	
1 9 0 0	ステートレスライセンス送信要求レスポンス	30
1 9 0 1	ステートレスライセンス送信要求レスポンス識別子	

【図1】



【図2】

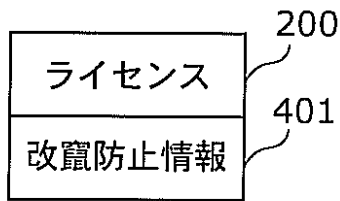


【図3】

ライセンス管理情報 300

ライセンスID	更新回数
111111	0回
222222	2回
222223	3回
...	...

【図4】

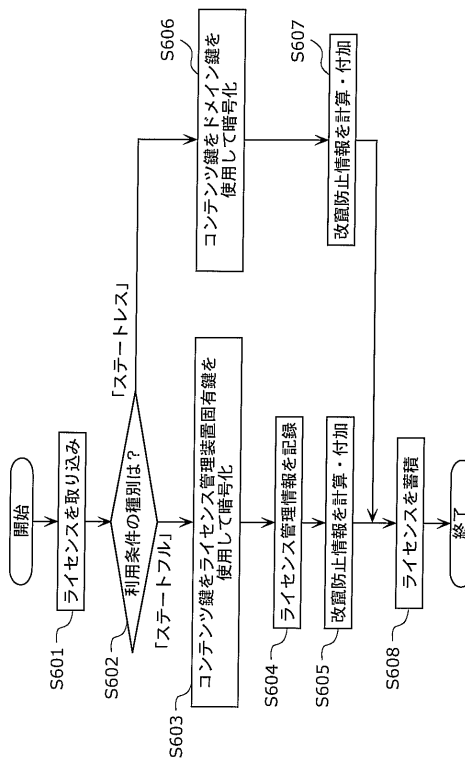


【図5】

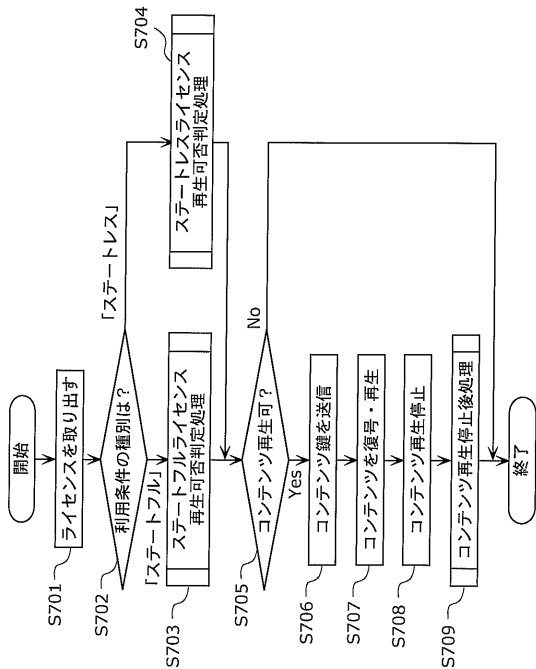
ライセンスリスト 500

ライセンスID	ドメインID	利用条件種別
000011	AAAAAA	ステートレス
000012	BBBBBB	ステートフル

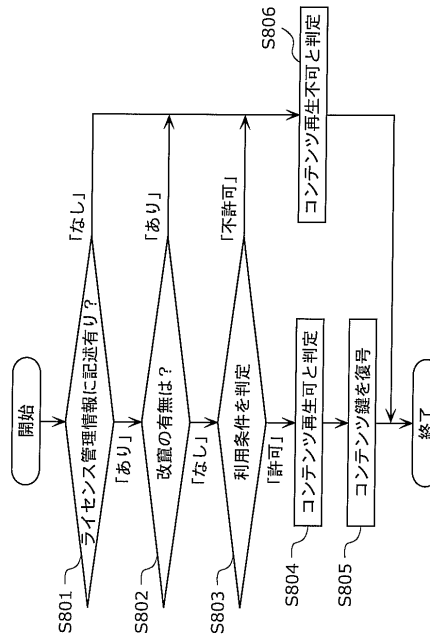
【図6】



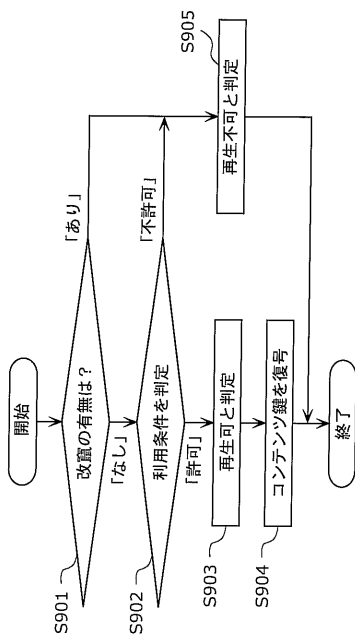
【 図 7 】



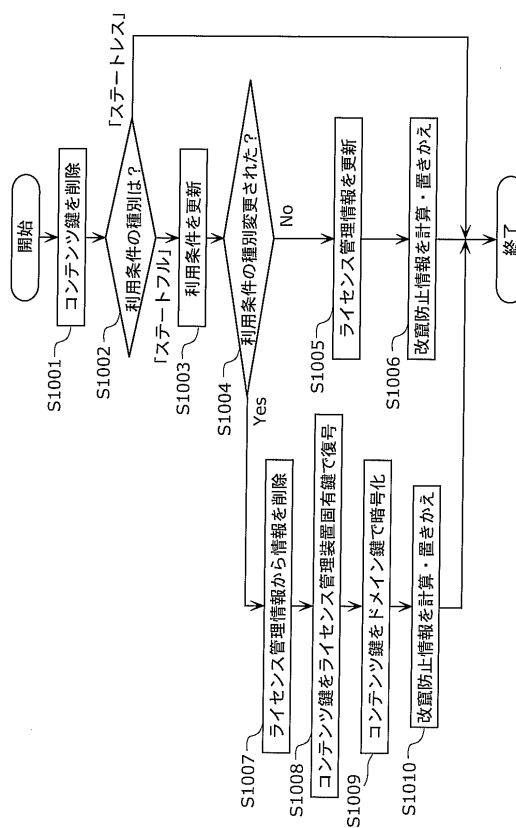
【 図 8 】



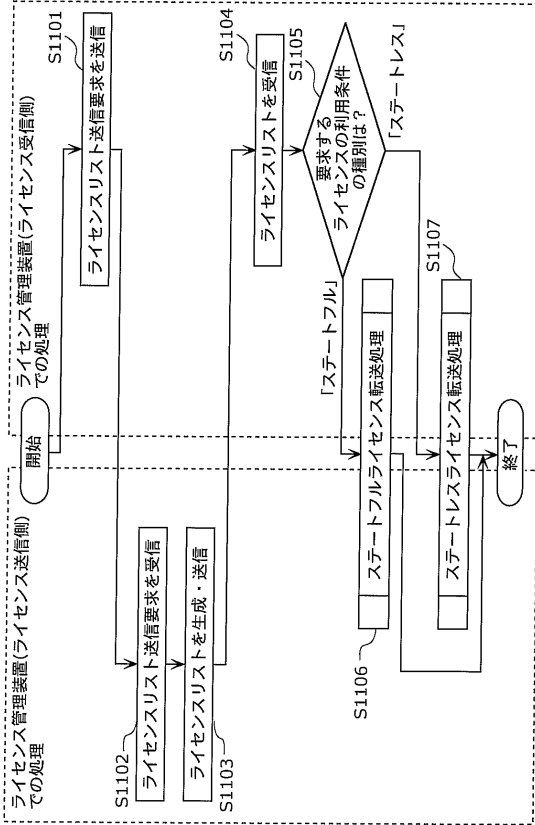
【 図 9 】



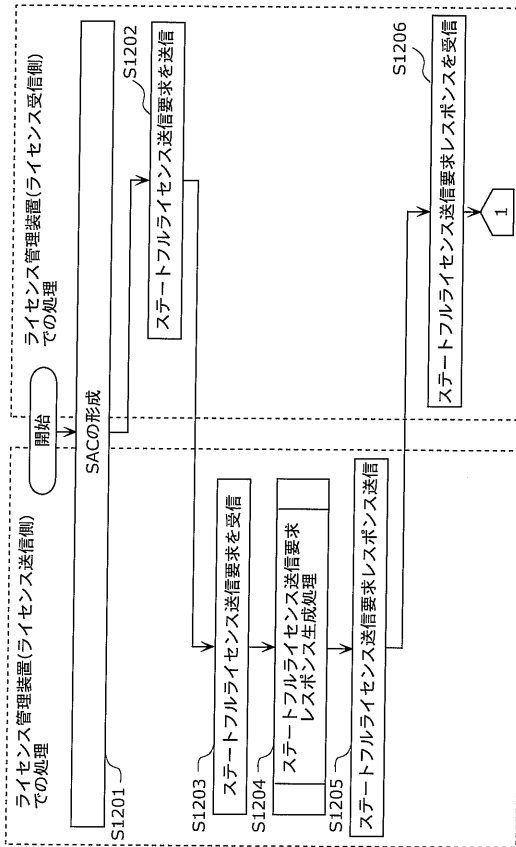
【 図 10 】



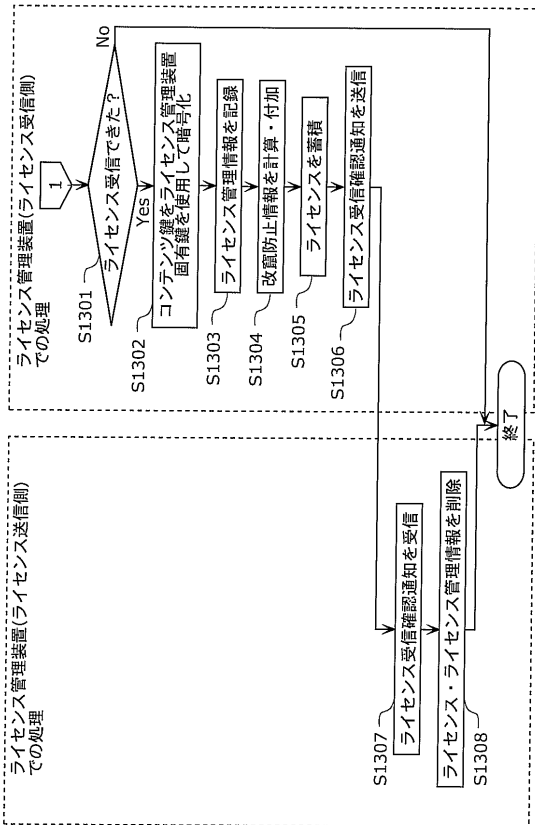
【 図 1 1 】



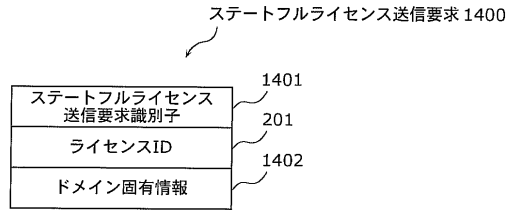
【 図 1 2 】



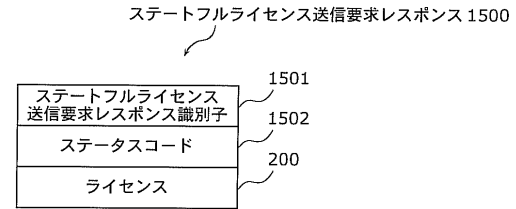
【 図 1 3 】



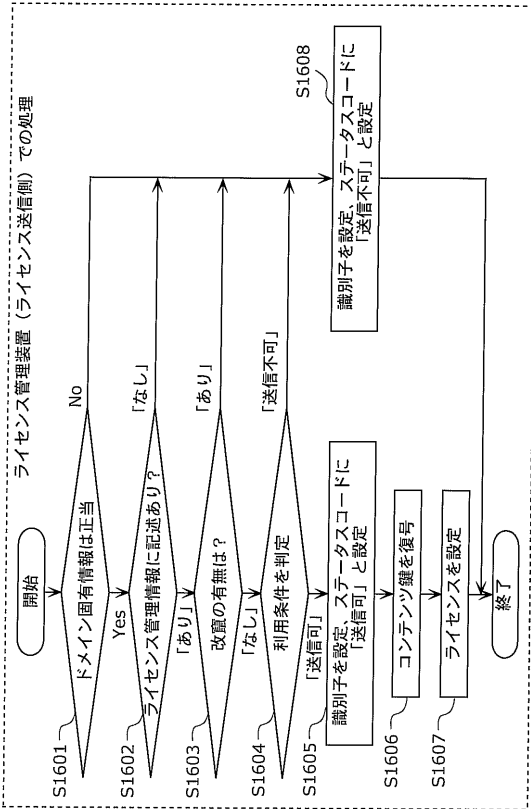
【 図 1 4 】



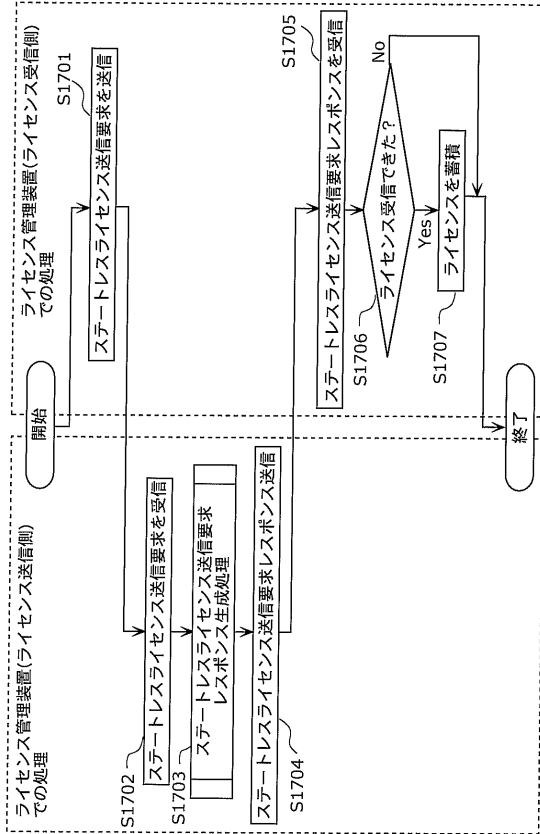
【 図 1 5 】



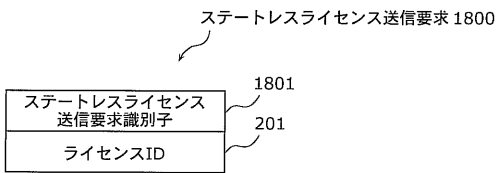
【図16】



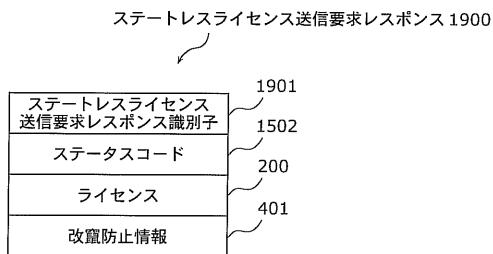
【図17】



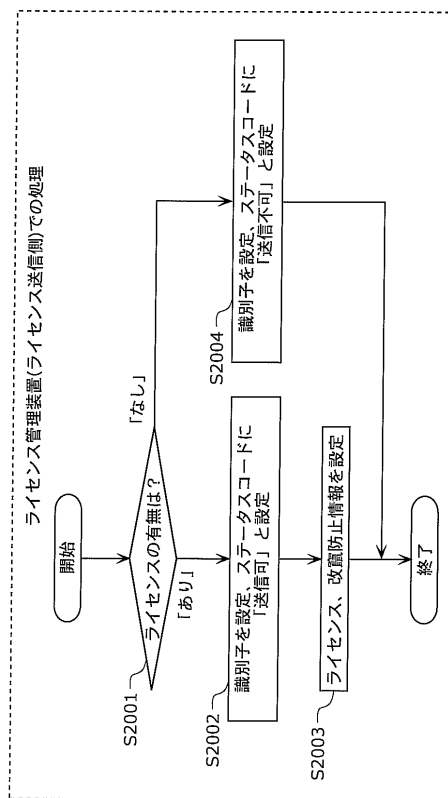
【図18】



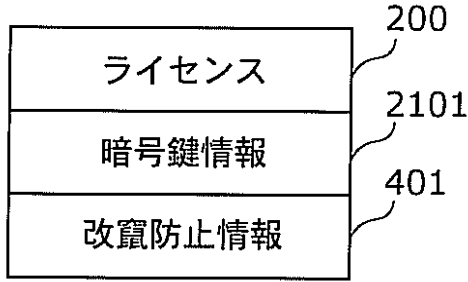
【図19】



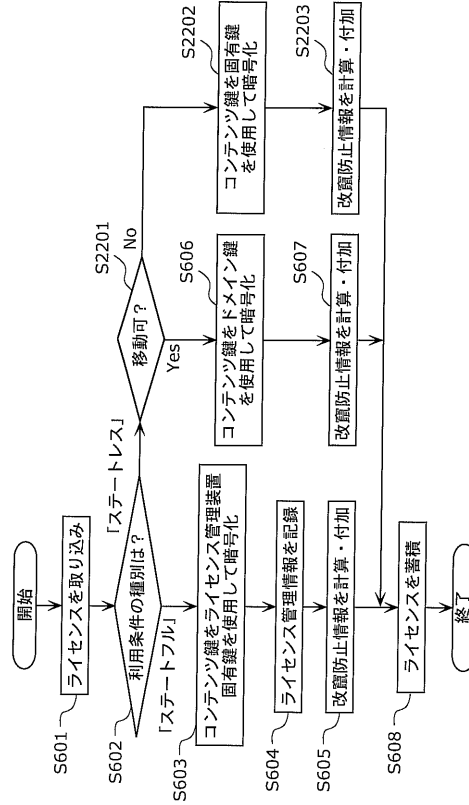
【図20】



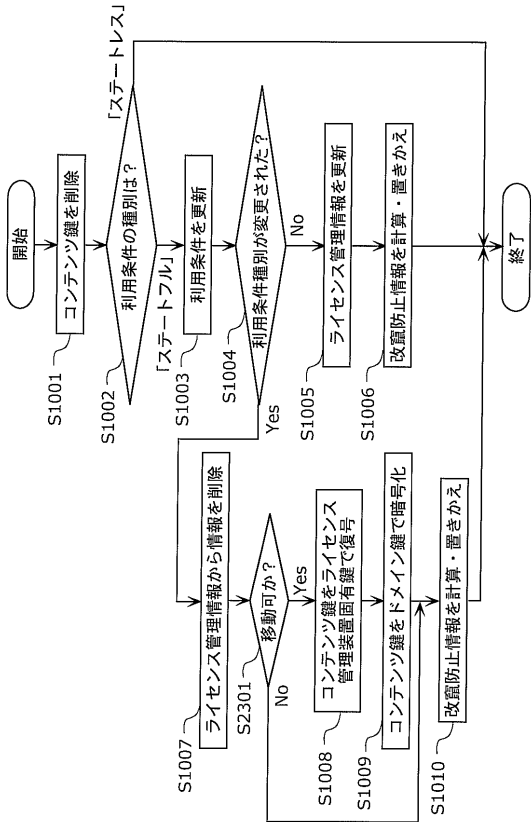
【図 2 1】



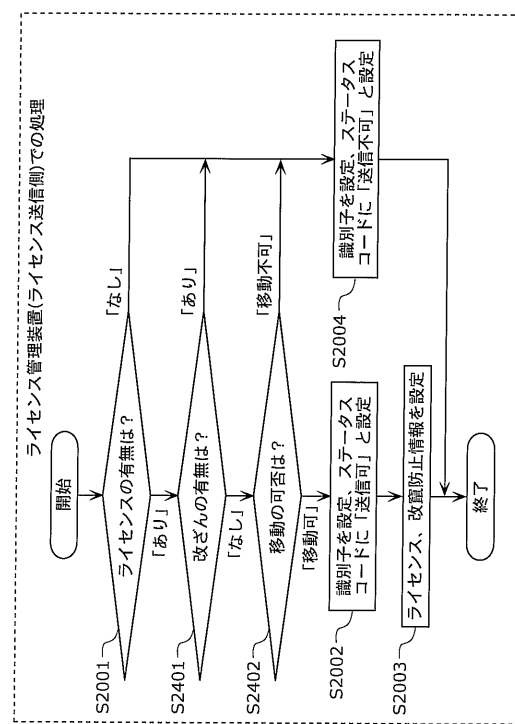
【図 2 2】



【図 2 3】



【図 2 4】



フロントページの続き

審査官 宮司 卓佳

- (56)参考文献 国際公開第2003/081499(WO, A1)
国際公開第2004/109972(WO, A1)
国際公開第2003/083746(WO, A1)
国際公開第2003/098931(WO, A1)
特開2004-348286(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/24

H04L 9/14